

えるぼし認定通知書交付式を行いました！

佐賀労働局は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）企業として、株式会社名村造船所（伊万里市）を「2つ星」に認定しました。

女性の技術職及び技能職の採用拡大を目標として、職種・職場の検討、職場環境の改善、女性の活躍状況の積極的なPRに取り組みました。

また、男女ともに仕事と育児を両立しながら活躍できる職場環境の改善に取り組み、2段階目の認定基準を満たしました。



松永邦輔
(株)名村造船所 伊万里事業所長

城 寿克
佐賀労働局長

女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)とは？

女性の活躍推進のための行動計画の策定・届出を行った企業のうち、自社の女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であり、認定基準を満たした場合に、「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。（基準を満たした数により3段階あります）
認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。また、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性活躍推進企業データベース」（<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>）において、えるぼし認定企業を検索することができます。

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。

認定マーク：えるぼし（2つ星）



【お問い合わせ先】

佐賀労働局雇用環境・均等室 0952 (32) 7218